

2025年2月28日

申請者・設計者のみなさまへ

日本建築検査協会株式会社

## 2025年4月法改正施行に伴う確認申請の取り扱いについて

日頃より確認検査業務に対するご理解とご高配を賜り、心より御礼申し上げます。  
改正法が適用されるのは、改正法施行（令和7（2025）年4月1日）後に着工するものに適用されます。そのため、旧4号から新2号となる2階建ての木造一戸建て住宅は、施行日前のこの3月が審査や交付手続きにより大変混雑することが予測されますので、お早目のご対応をお願いします。

### 1) 3月中に交付する建築物の申請について

- 確認申請の引き受け前に必要となる許認可や条例による審査・手続きが、申請者様と調整させて戴いた日までに終了しない場合は、3月中の交付が困難となるため、早目にご準備をお願いします。  
又、消防同意や敷地道路照会等は、各行政庁での同意や照会回答が集中することが予測され、期日中に交付することが困難となる場合もあります。
- 引受時期、審査内容によっては、申請者様のご希望の交付が難しい場合が起こりえると思いますがご理解願います。

### 2) 3月末までに確認済証を取得し、4月1日以降に着工する物件について

- 着工が法施行日（4/1）以降となると、省エネ・構造関係規定等への適合確認を追加審査する必要があるため、審査手数料が必要になります。

### 3) 4月以降に事前申請の受付を開始する物件について

- 申請図書が新法対応されているものについては、引受日を法施行日（4/1）以降とさせていただきます。